

射水市地域公共交通利便増進実施計画の認定について（報告）

令和 8 年 3 月 1 1 日付けの書面にて協議いただきました「射水市地域公共交通利便増進実施計画（案）」については、委員の皆様のご承認をいただき、国へ認定申請を行いました。本計画については、令和 8 年 3 月 3 1 日付けで国から認定を受けましたのでご報告します。

なお、本計画は、「のるーと射水」の南西エリアを対象区域として、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金を活用することとしています。このことから、事務局において、昨年に申請した令和 8 年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の対象系統に南西エリアを追加する変更申請を提出し、受理されました。

【地域公共交通利便増進実施計画】

地域公共交通利便増進実施計画は、地域公共交通ネットワークの再編や運行サービスの改善等により、利用者の利便増進を図る取組を実施するための計画です。

本計画について国の認定を受けることで、地域公共交通確保維持改善事業費補助金における補助上限額の引上げなどの支援措置を受けることができます。